

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公表番号】特表2018-510836(P2018-510836A)

【公表日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-015

【出願番号】特願2017-550137(P2017-550137)

【国際特許分類】

C 03 C	3/087	(2006.01)
C 03 C	3/078	(2006.01)
H 01 L	31/0392	(2006.01)
H 01 L	31/0749	(2012.01)
H 01 L	31/073	(2012.01)
C 03 B	18/02	(2006.01)

【F I】

C 03 C	3/087	
C 03 C	3/078	
H 01 L	31/04	2 8 4
H 01 L	31/06	4 6 0
H 01 L	31/06	4 2 0
C 03 B	18/02	

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の酸化物(重量パーセント)：

S i O <sub>2</sub>	6 1 ~ <u>6 9</u> %
A l <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	0 ~ <u>8</u> %
N a <sub>2</sub> O	1 0 ~ 1 3 %
K <sub>2</sub> O	0 ~ 1 %
M g O	2 ~ 6 %
C a O	<u>7</u> ~ <u>1 3</u> %
S r O	0 ~ 1 %
Z r O <sub>2</sub>	2 ~ <u>1 3</u> %
T i O <sub>2</sub>	0 ~ 1 %

を含む組成を有するガラス。

【請求項2】

3 ~ 1 2 %のZ r O<sub>2</sub>、好ましくは、3 ~ 1 1 %のZ r O<sub>2</sub>、より好ましくは、4 ~ 1 0 %のZ r O<sub>2</sub>、最も好ましくは、6 ~ 1 0 %のZ r O<sub>2</sub>を含む、請求項1に記載のガラス。

【請求項3】

5 7 0 超、好ましくは、5 8 0 超、より好ましくは、5 9 0 超の歪み点を有する

、請求項1または請求項2に記載のガラス。

【請求項4】

1500 未満、好ましくは、1480 未満、より好ましくは、1460 未満の溶融温度(粘度 = 10 g 2 ポアズ)を有する、請求項1～3のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項5】

1200 未満、好ましくは、1180 未満、より好ましくは、1160 未満、さらにより好ましくは、1140 未満、なおより好ましくは、1120 未満、最も好ましくは、1100 未満の液相線温度を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項6】

-100 超、好ましくは、-80 超、より好ましくは、-60 超、さらにより好ましくは、-40 超、なおより好ましくは、-20 超、最も好ましくは、0 超の作業温度範囲(T10g4 ポアズから液相線温度を引いたものとして定義される)を有する、請求項1～5のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項7】

$70 \sim 90 \times 10^{-7} \sim 1$  ( $50 \sim 350$ )、好ましくは、 $74 \sim 86 \times 10^{-7} \sim 1$  ( $50 \sim 350$ )の熱膨張率を有する、請求項1～6のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項8】

25 で  $2.50 \sim 2.70 \text{ g cm}^{-3}$ 、好ましくは、25 で  $2.52 \sim 2.68 \text{ g cm}^{-3}$ 、より好ましくは、25 で  $2.54 \sim 2.66 \text{ g cm}^{-3}$  の密度を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項9】

1.50～1.62、好ましくは、1.52～1.59、より好ましくは、1.53～1.58の屈折率を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項10】

請求項1～9のいずれか一項に記載のガラスから形成される、ガラス板。

【請求項11】

請求項1～9のいずれか一項に記載のガラスを含む、ガラス基板。

【請求項12】

請求項11に記載のガラス基板を備える、光起電力電池。